

盛岡広域振興局長告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年3月31日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 工区に含まれる地域の名称 第1工区 八幡平市野駄第21地割127番1、128番1、150番、164番の一部、165番、166番、167番、168番、169番、170番、171番、172番、173番、174番の一部、175番の一部、176番の一部、177番の一部及び178番の一部並びに野駄第22地割96番の一部、97番の一部、98番の一部、99番の一部、163番の一部、166番の一部、167番の一部、169番の一部及び171番の一部並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び認定外水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 八幡平市大更第35地割62番地 八幡平市